

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

資料編

- 1 令和4年度高森町高齢者・介護に関する実態調査等
 <<調査結果概要>>
- 2 高森町介護保険事業の統計
- 3 介護給付費と地域支援事業費の負担割合
- 4 高森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定経過

令和4年度

高齢者生活・介護に関する実態調査等

《調査結果概要》

高 森 町

I 調査の目的・概要

1 調査目的

高森町内高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向に関する調査を実施し、次期介護保険事業（支援）計画策定等に向けた基礎資料とする。

2 調査期間

令和4年11月～令和4年12月

3 調査内容、対象者、回収状況

内 容	対 象	調査実施数	有効回答数 (回答率)
高齢者の生活・介護に関する実態調査	【元気高齢者】 要介護・要支援認定を受けていない高齢者のうち、保険者が性別・年齢を考慮して抽出したもの	400名	<u>292名</u> (73.0%)
	【認定者】 居宅の要介護・要支援の認定を受けている被保険者及びその介護者	400名	<u>259名</u> (64.8%)

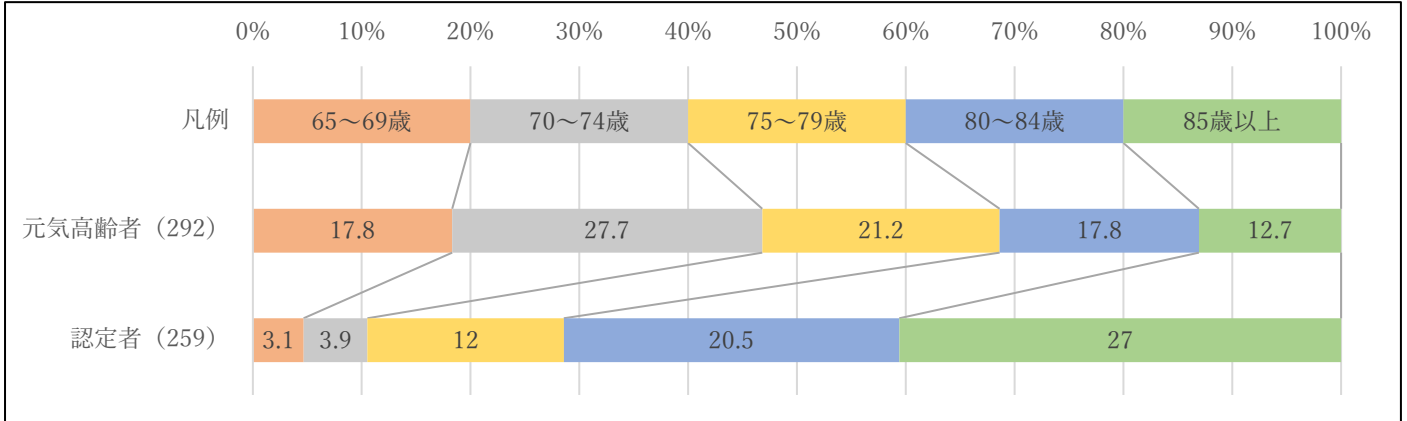
4 報告書の見方

- 回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、比率の数値の合計が100.0%ちょうどにならない場合がある。
- 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出した。したがって、複数回答可の説問はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがある。

II 高齢者の生活・介護に関する実態調査

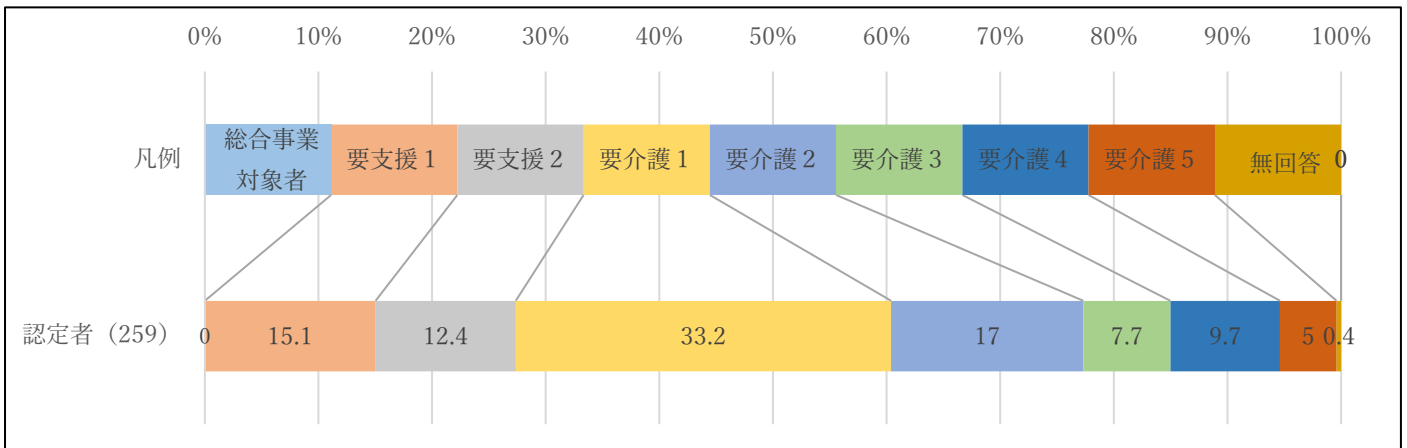
1 回答者の年齢

・元気高齢者は74歳以下の前期高齢者が約半数となっているのに対し、認定者は75歳以上の後期高齢者が約9割となっている。



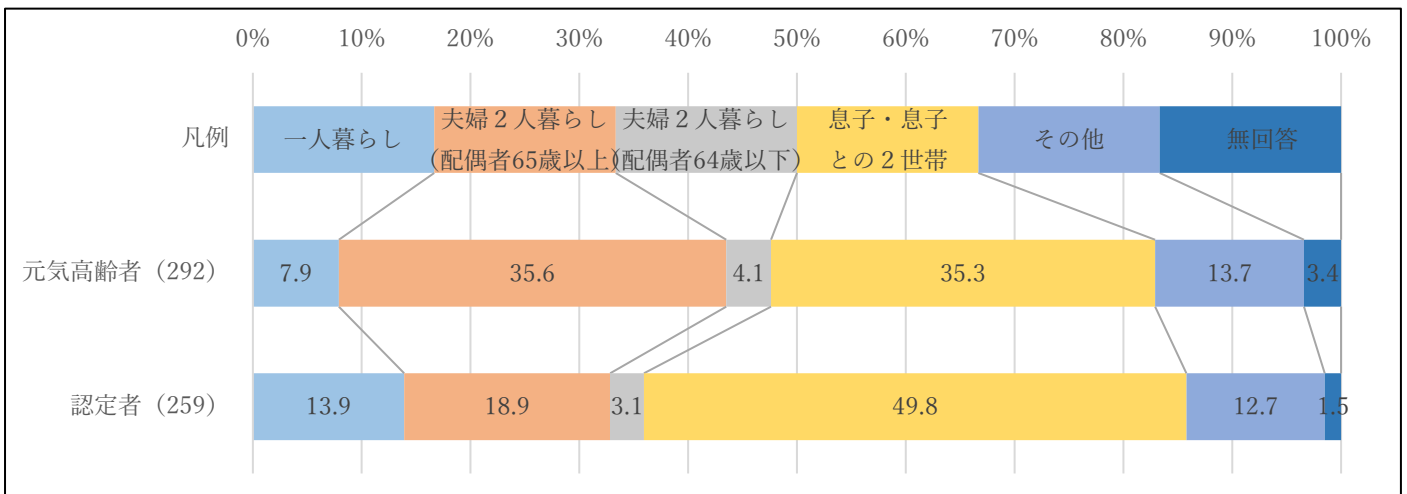
2 回答者の要介護度【認定者のみ】

・「要支援」が2.5割越える。また「要介護1~2」を足して50%と比較的に介護度が軽度の方が多い。



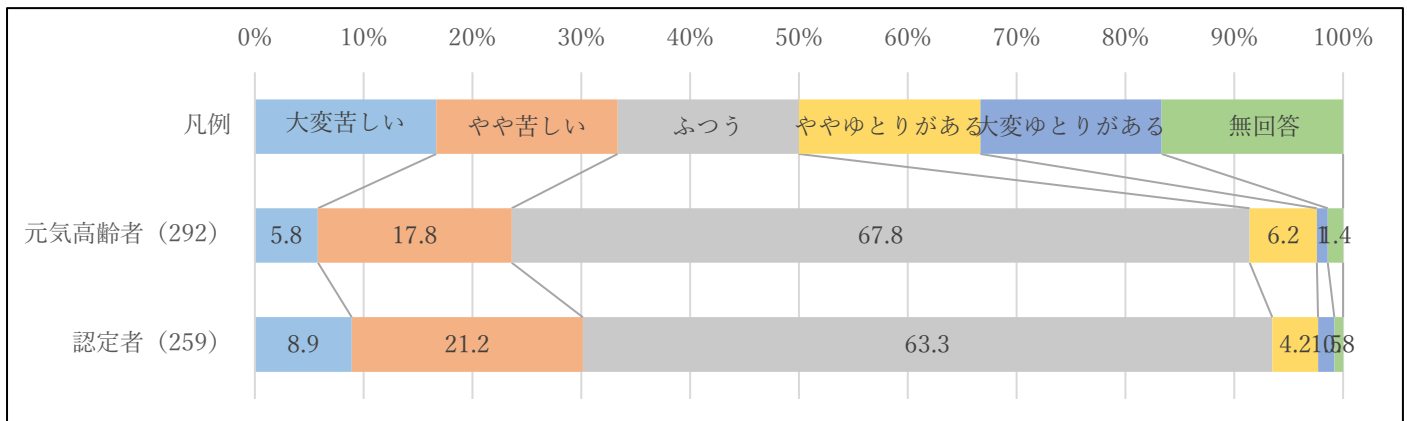
3 家族構成

・元気高齢者は、夫婦2人暮らしが最も多く、認定者は「息子・娘との2世帯」が最も多くなっている。



4 経済的にみた生活の状況

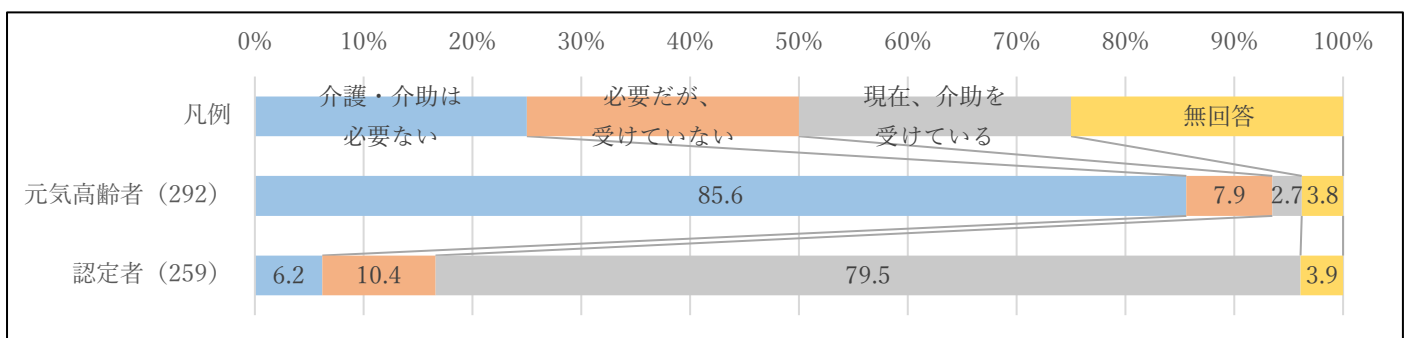
・元気高齢者、認定者ともに「ふつう」が最も多いが、『苦しい』（大変苦しい+やや苦しい）が『ゆとりがある』（大変ゆとりがある+ややゆとりがある）を上回っている。



5 介護の状況

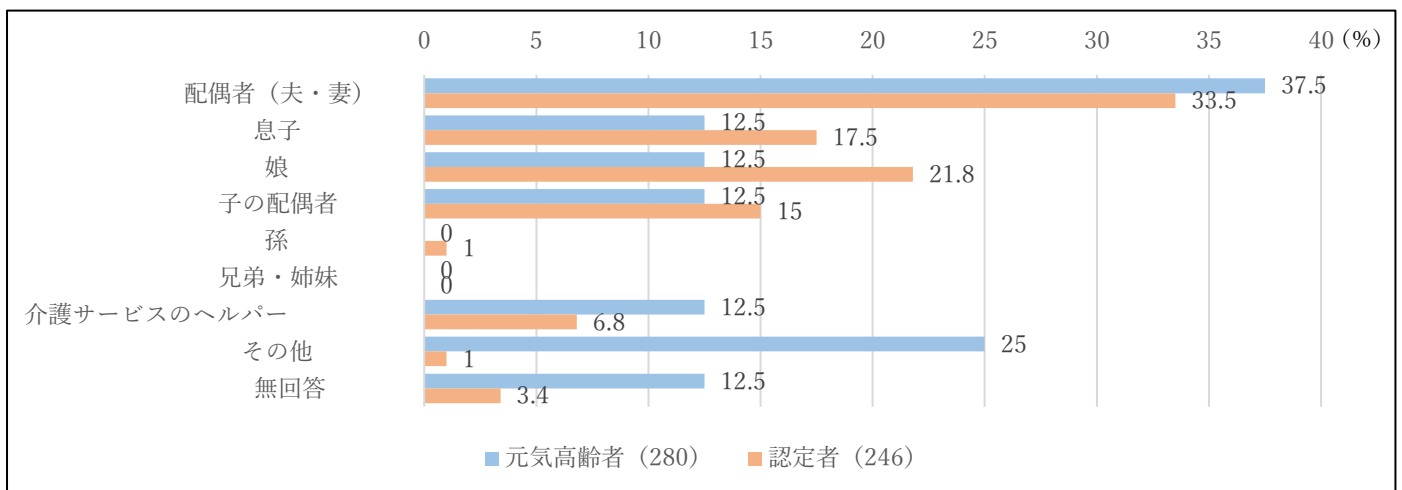
(1) 日常生活上の介護の必要性

・元気高齢者は「必要だが、受けていない」という方が1割弱いる。認定者は「現在、介護を受けている」が約8割となっているとともに、必要だが受けていない方が1割を超えている。



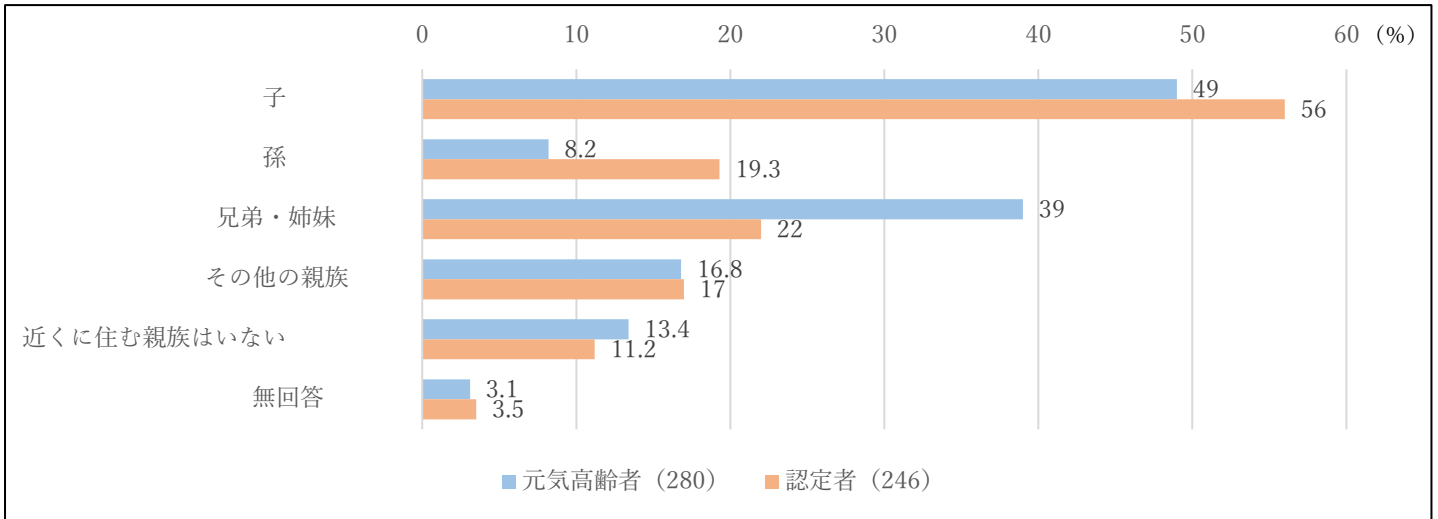
(2) 主な介護者の続柄

・元気高齢者と認定者は配偶者（夫・妻）ともに3割を超え最も多くなっている。



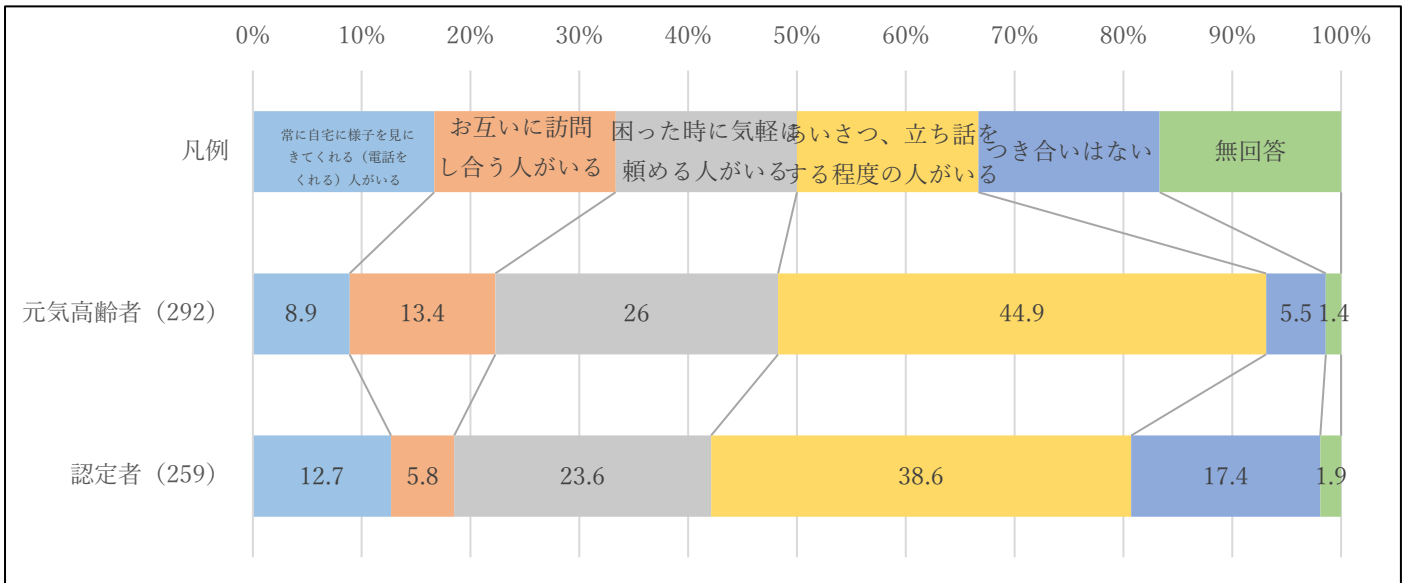
6 急病の時などで手助けが必要な時に駆けつけてくれる親族（複数回答）

・元気高齢者、認定者ともに「子」が最も多い。「近くに住む親族はいない」がともに1割を超えている。



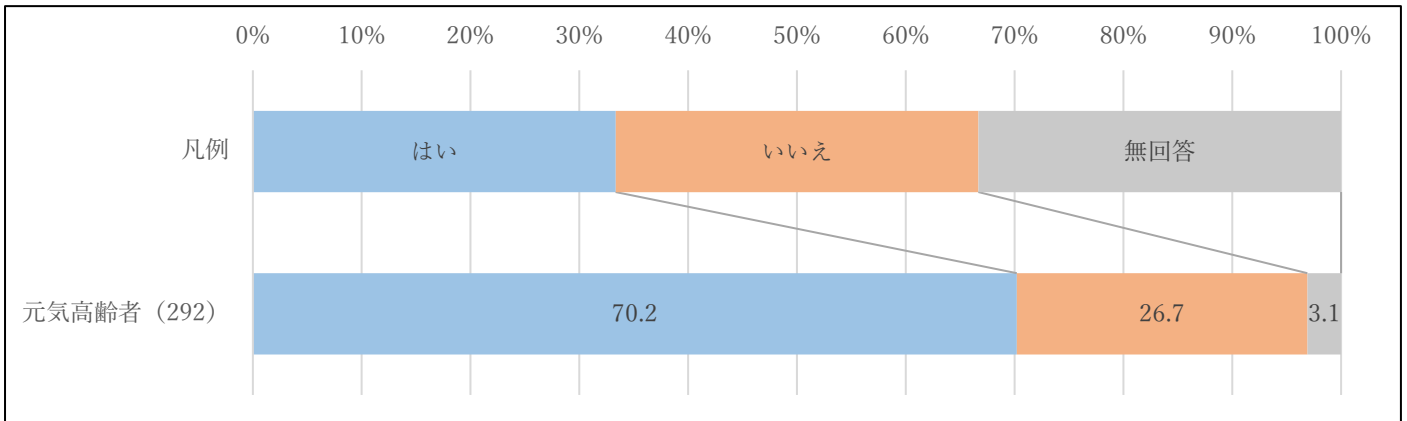
7 近所の方とのつき合いの程度

・元気高齢者、認定者ともに「あいさつ、立ち話をする程度の人がある」が最も多い。認定者では「つき合いはない」が約1.7割となっている。



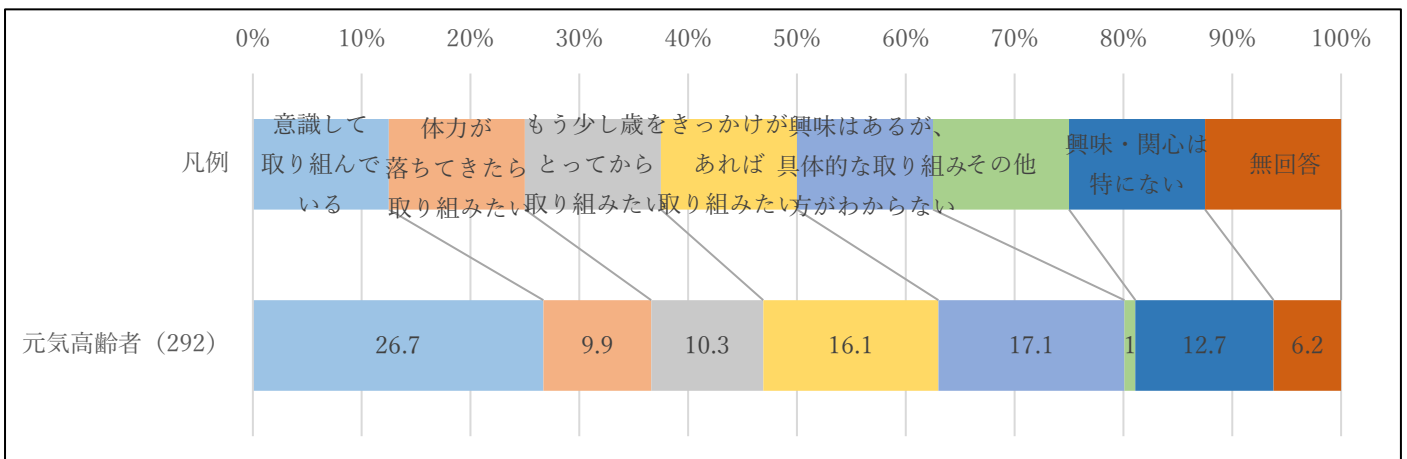
8 年1回以上の健康診断の受診の有無【元気高齢者のみ】

・約7割の方が、年1回以上の健康診断を受診している。



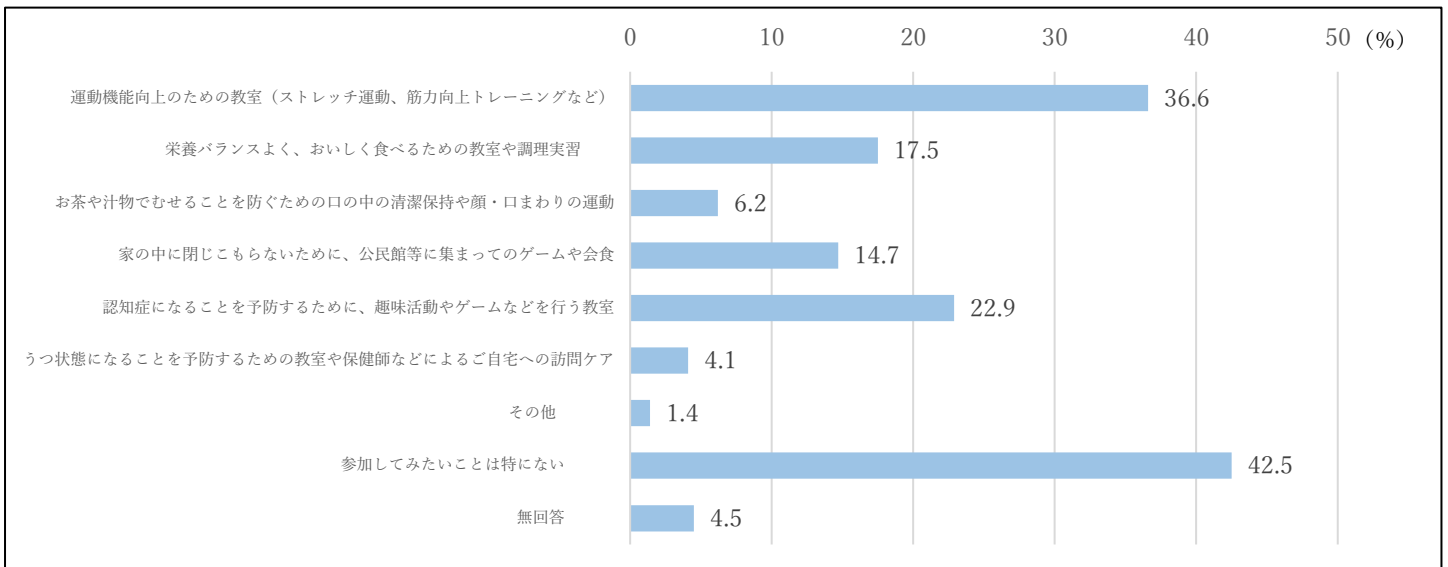
9 介護予防への取り組み状況【元気高齢者のみ】

・「意識して取り組んでいる」が最も多いが、「興味・関心がない」が1割を超えている。



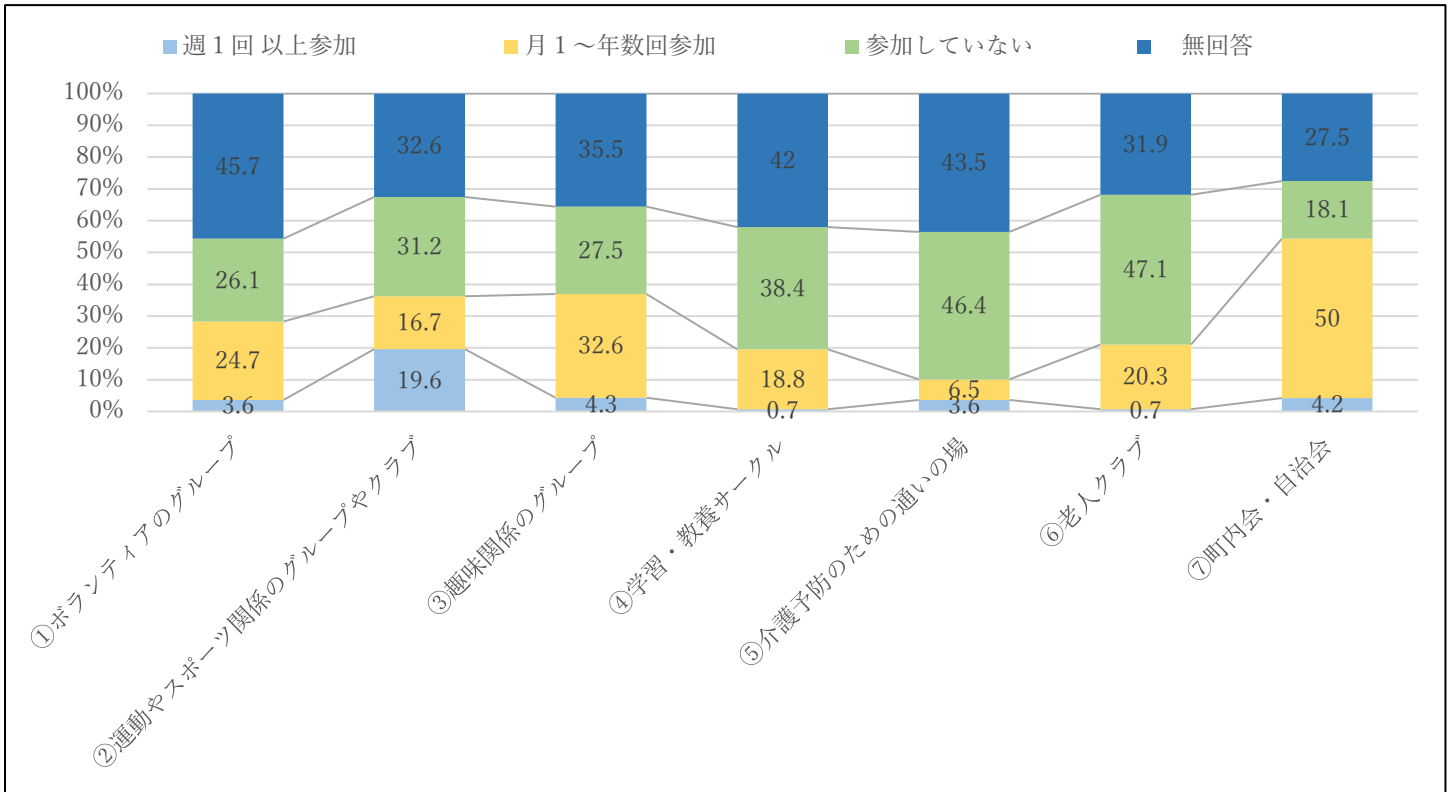
10 今後参加してみたい介護予防事業（複数回答）【元気高齢者のみ】

・「運動機能向上のための教室」が3割を超えているが、「参加してみたいことは特になく」が最も多い。



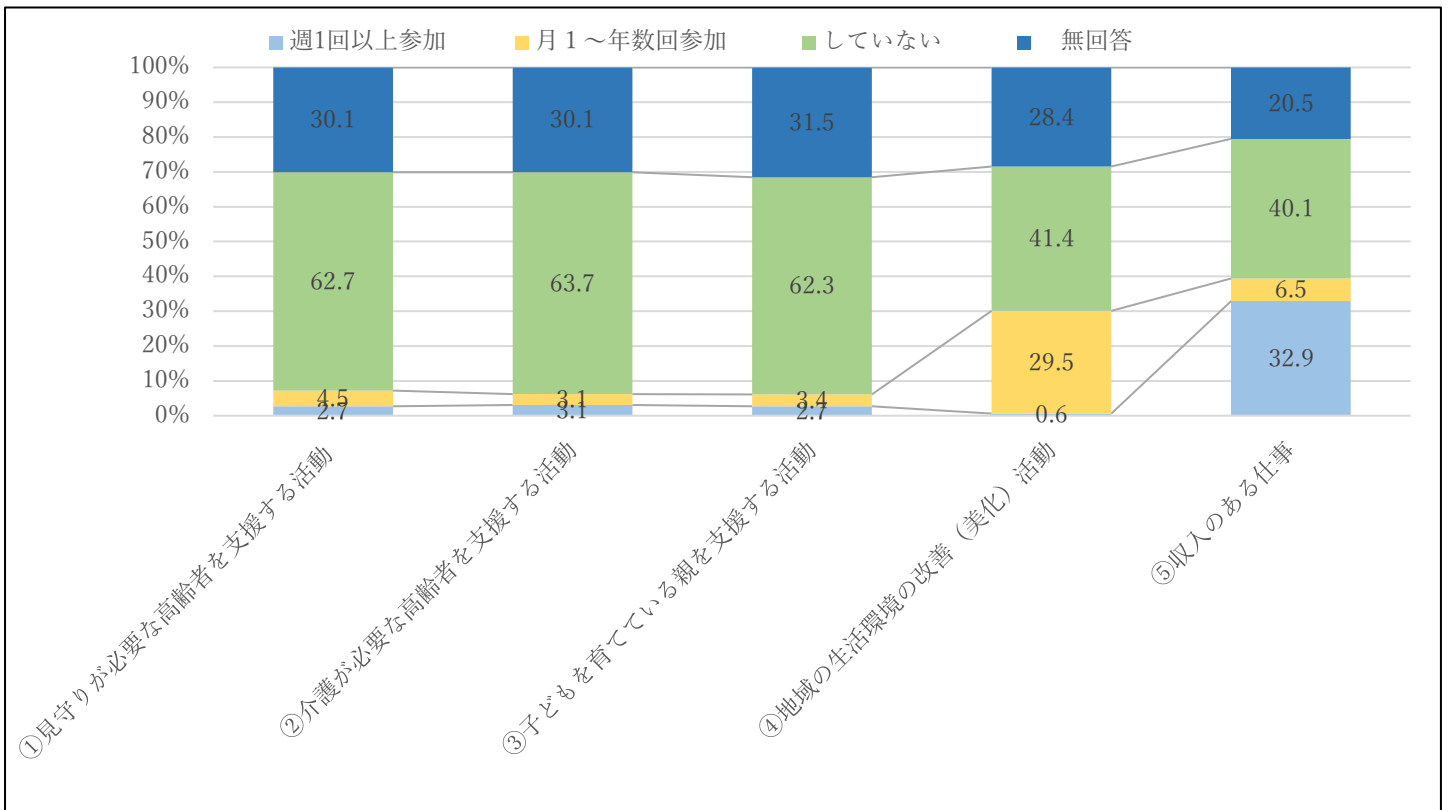
1.1 地域の会やグループへの参加頻度【元気高齢者のみ】

・各活動で「参加していない」が占める割合が多い。年数回以上参加している方（週1回以上参加+月1～年数回参加）は③、⑦が多く3割を超えている。



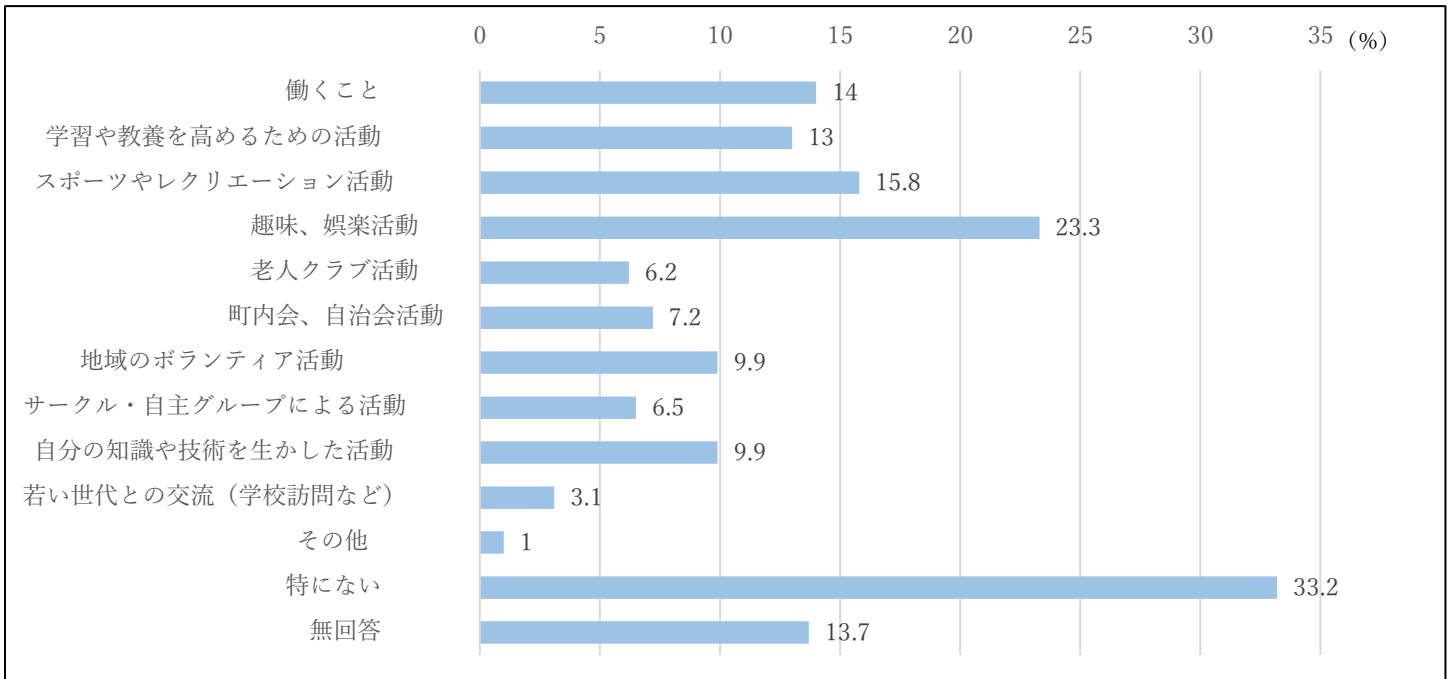
1.2 社会参加活動や仕事への参加頻度【元気高齢者のみ】

・すべての活動で「参加していない」が最も多く、無回答と合わせると①、②、③で9割を超えている。



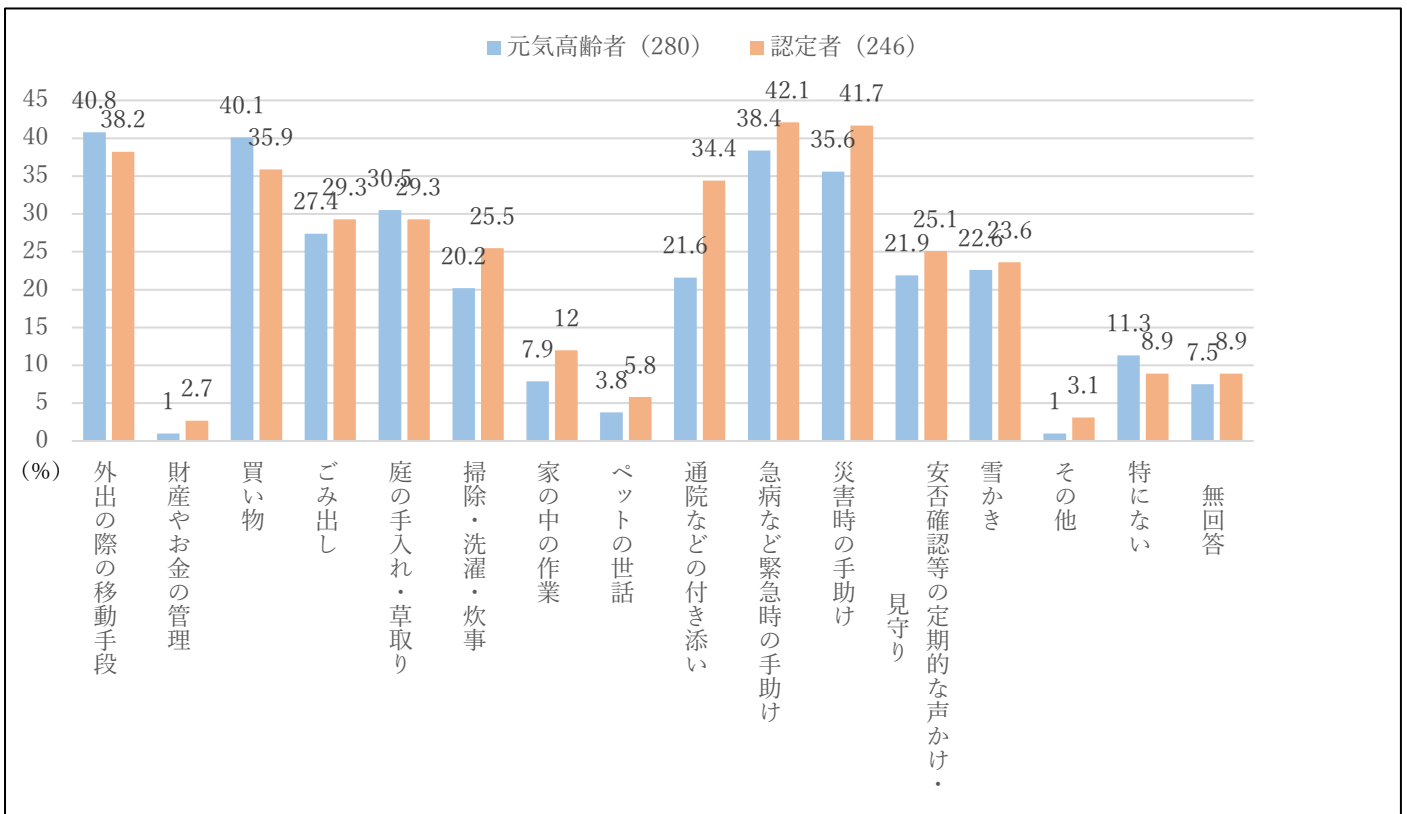
1.3 参加したい・参加できると思う活動（複数回答）【元気高齢者のみ】

・「趣味、娯楽活動」が2割を超えており、次いで「スポーツやレクリエーション活動」「働くこと」「学習や教養を高めるための活動」が1割を超えている。「特にない」が最も多く、無回答と合わせると4割を超える。



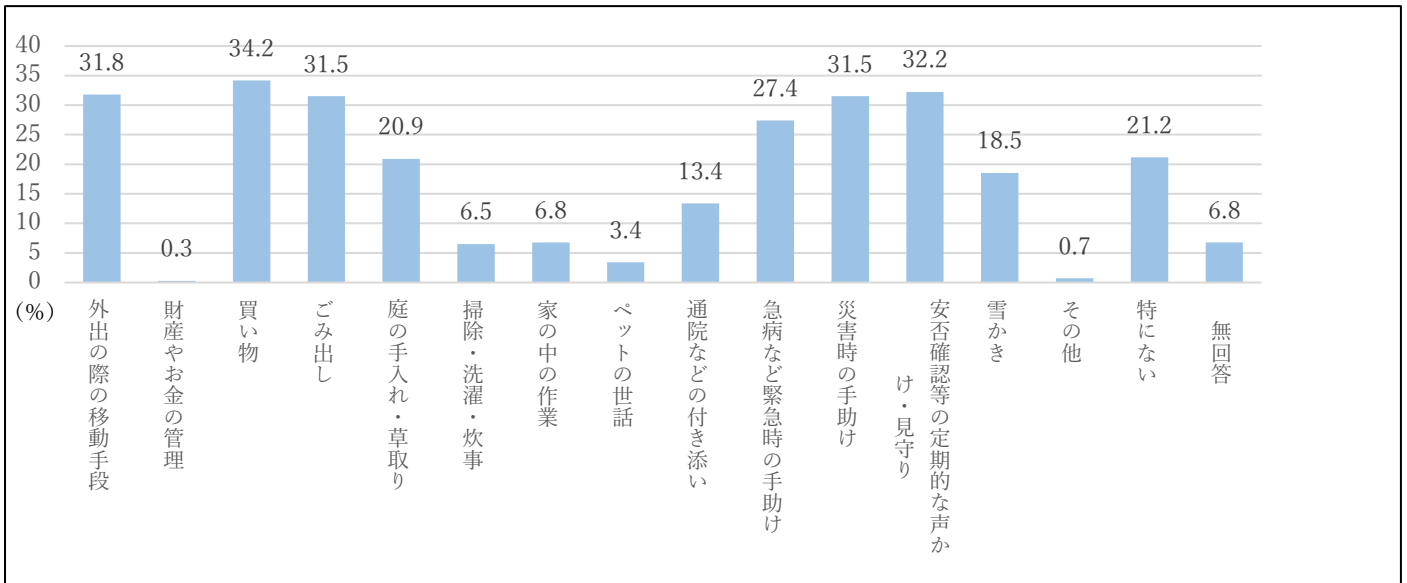
1.4 日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人にしてほしい支援（複数回答）

・元気高齢者は「外出の際の移動手段」が最も多く、次いで「買い物」が多い。認定者は「急病など緊急時の手助け」が最も多く、次いで「災害時の手助け」が多い。



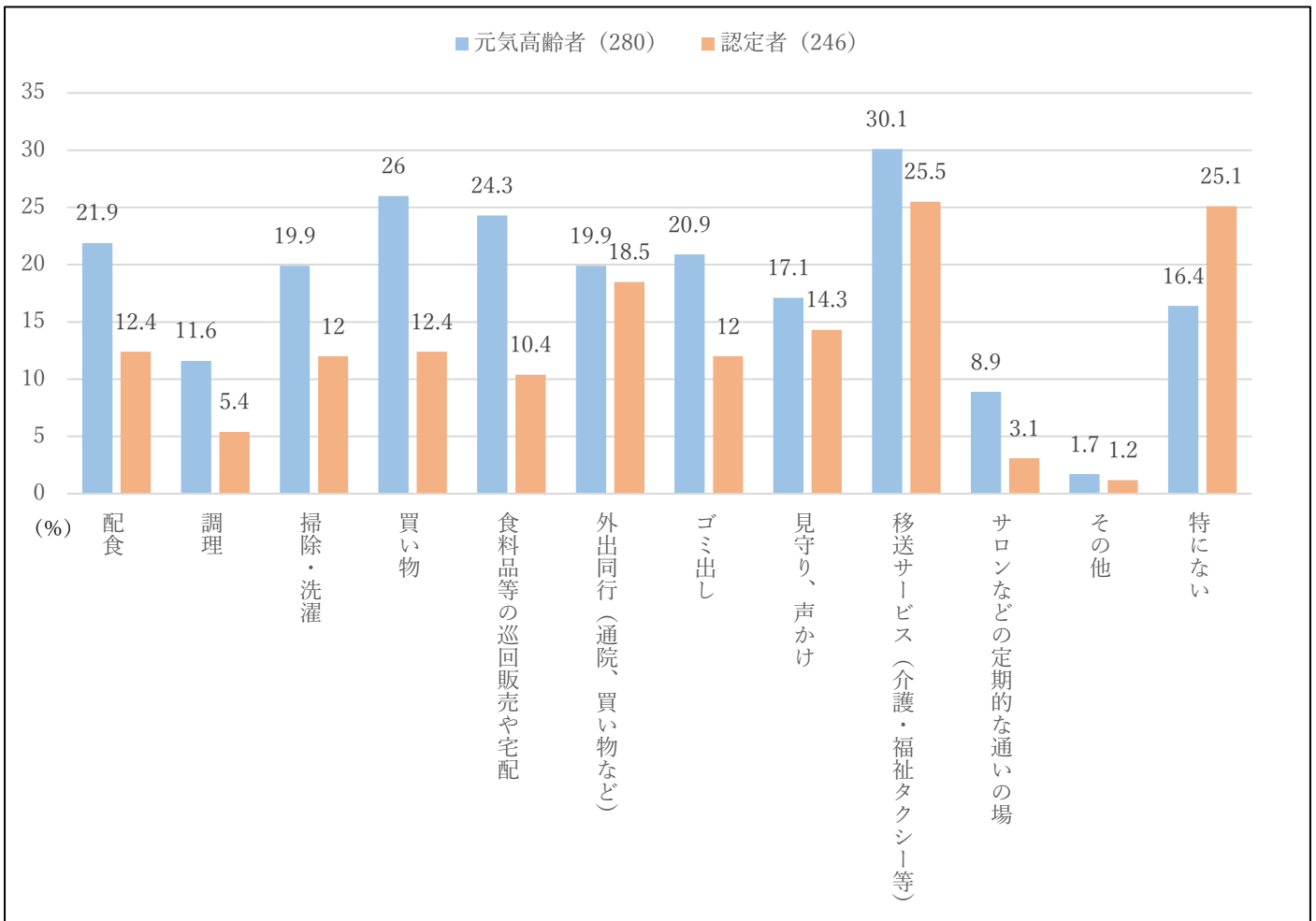
1 5 となり近所や地域の人にできる支援（複数回答）【元気高齢者のみ】

・「外出の際の移動手段」「買い物」「ごみ出し」「災害時の手助け」「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」が最も多くいずれも3割を超えている。次いで「急病など緊急時の手助け」が多い。



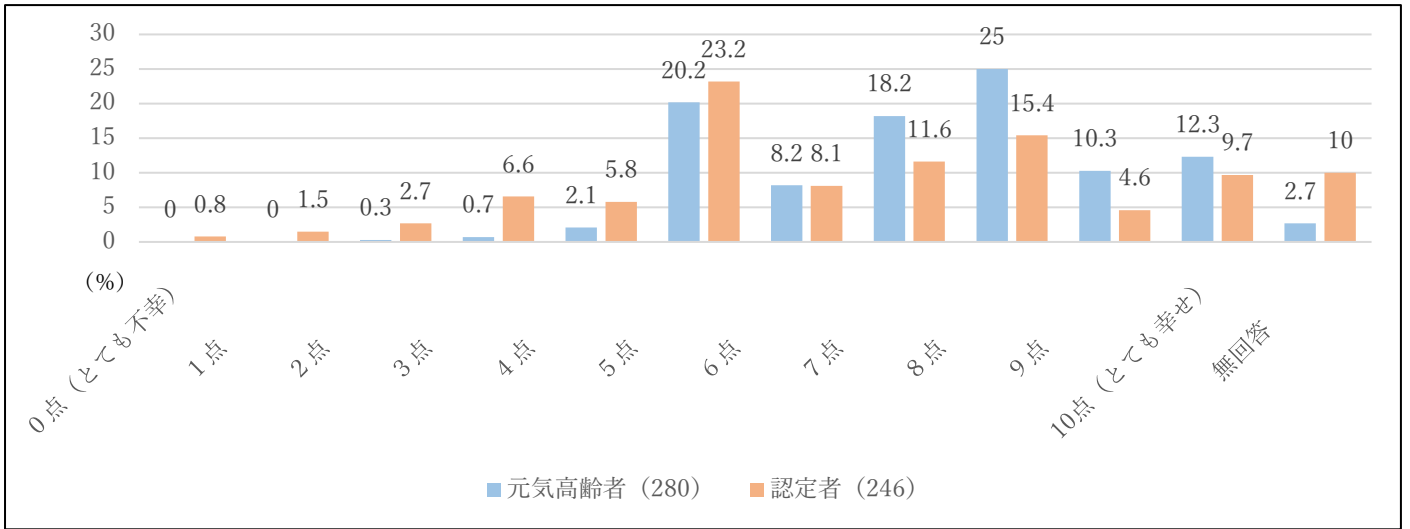
1 6 今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）

・元気高齢者、認定者ともに「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多くなっている。



17 現在の幸福度

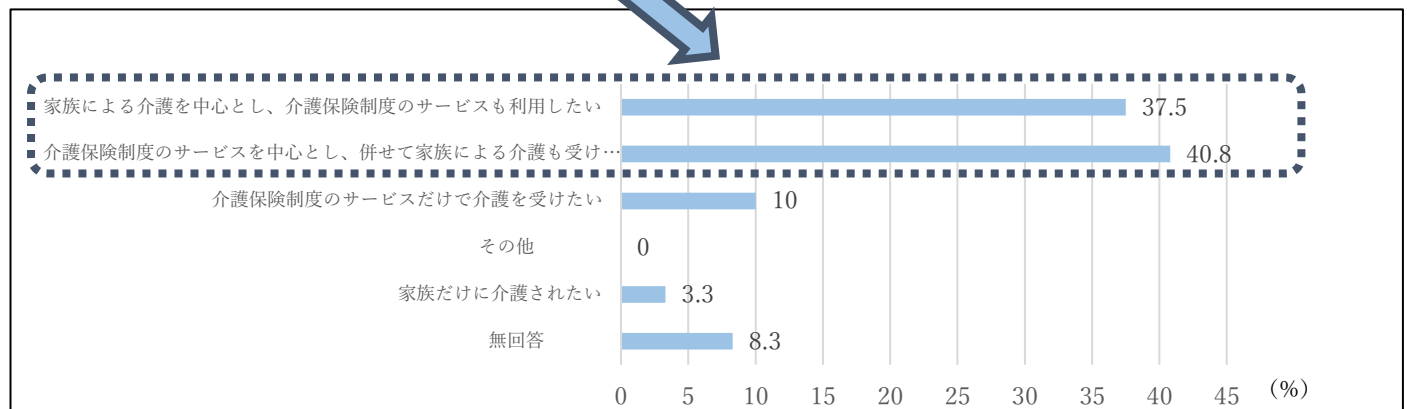
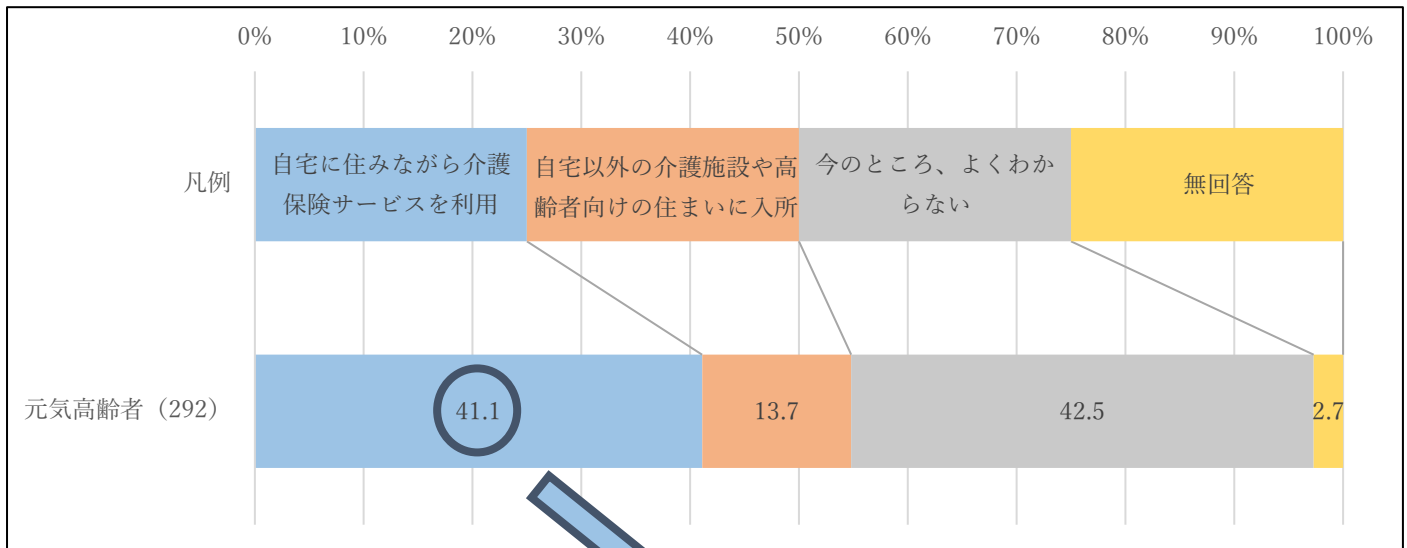
・元気高齢者は「9点」が最も多く、認定者は「6点」が多い



介護に関する意識調査

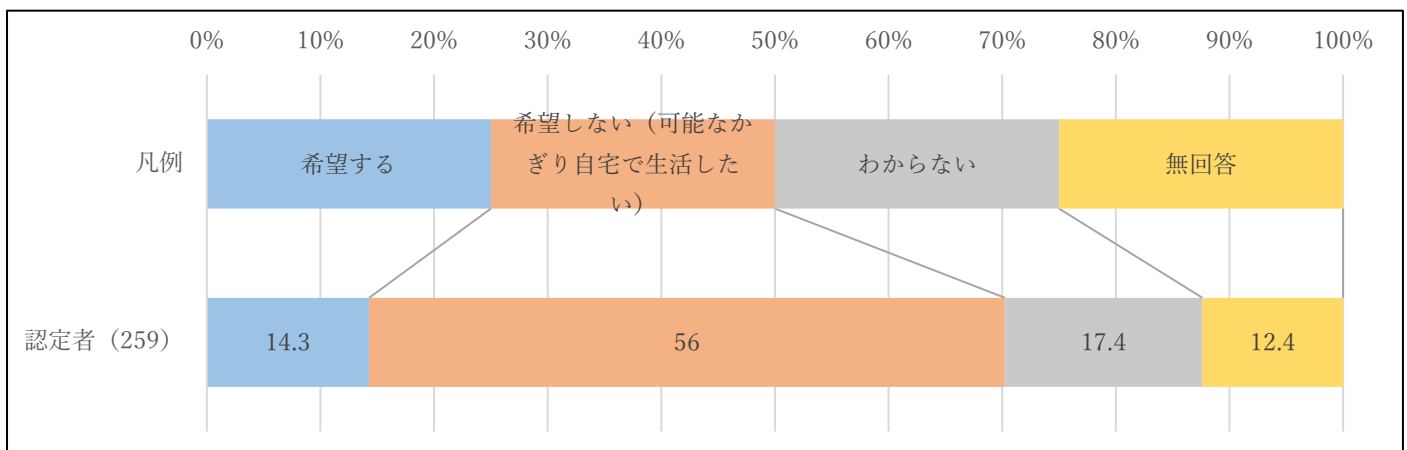
1 8 介護が必要になった場合の生活について【元気高齢者のみ】

・「今のところよくわからない」がもっとも多いが、次いで「自宅に住みながら介護保険サービスを利用」が4割以上を占めている。自宅での生活を望む人の介護サービスの利用意向を見ると「家族による介護を中心とし、介護保険制度のサービスも利用したい」「介護保険制度のサービスを中心とし、併せて家族による介護も受けたい」が8割弱いる。



1 9 施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）意向【認定者のみ】

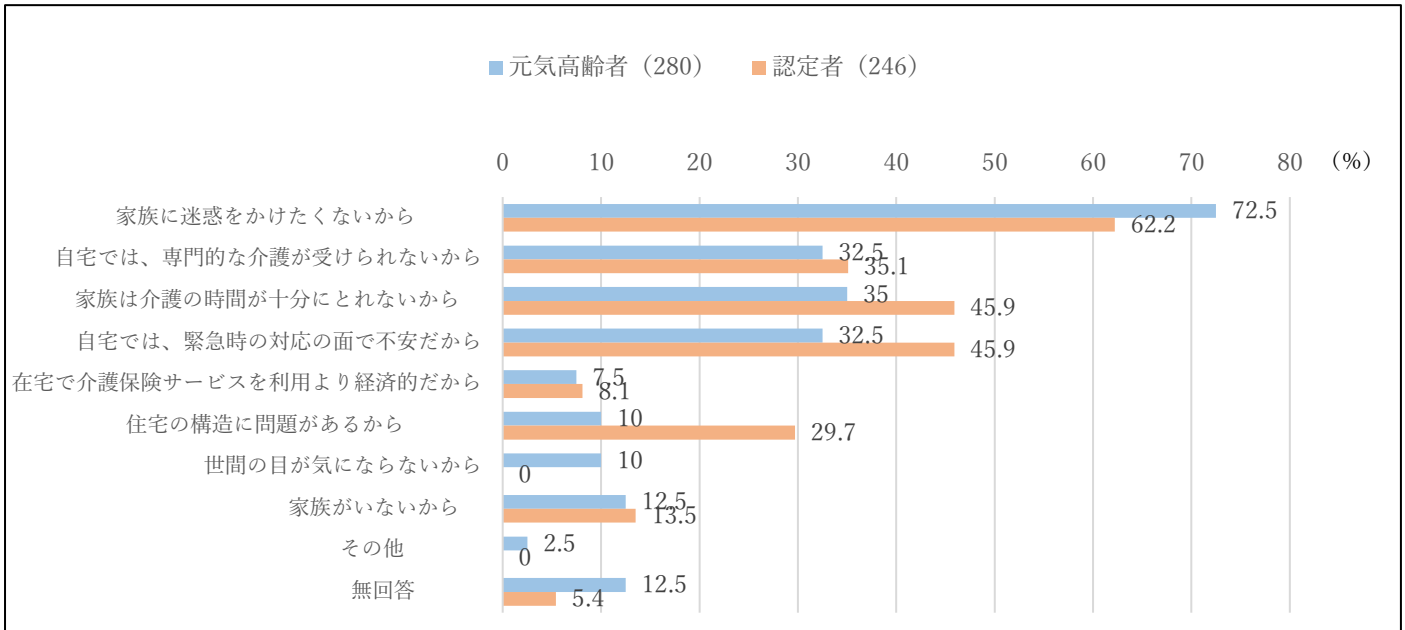
・「希望しない（可能な限り自宅で生活したい）」が半数以上を占め、「施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する人」と「わからない」は1割以上となっている。



2 0 施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する理由（複数回答）

【18 と 19 で施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する方のみ】

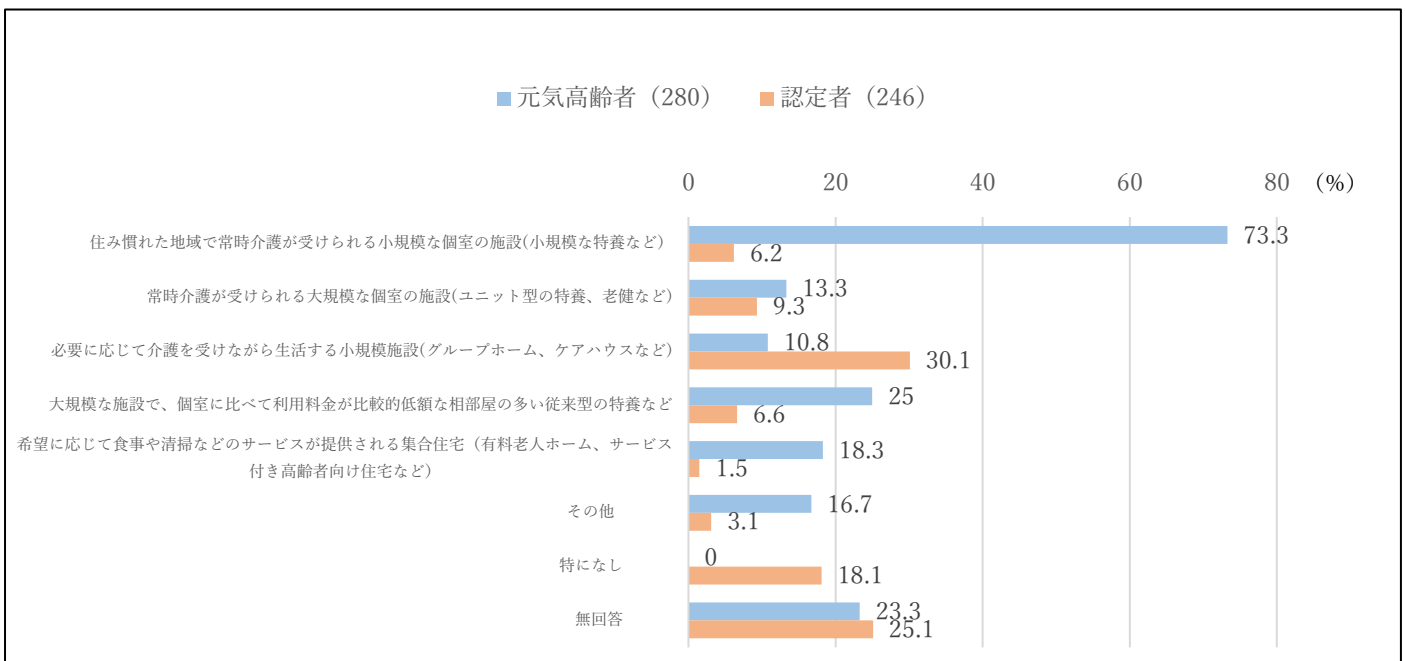
・認定者では「家族に迷惑をかけたくないから」が最も多く、次いで「家族は介護の時間が十分に取れないから」「自宅では、緊急時の対応の面で不安だから」となっている。元気高齢者は、「家族に迷惑をかけたくない」が突出して最も多くなっている。



2 1 入所（入居）を希望する「施設」や「高齢者向けの住まい」の形態

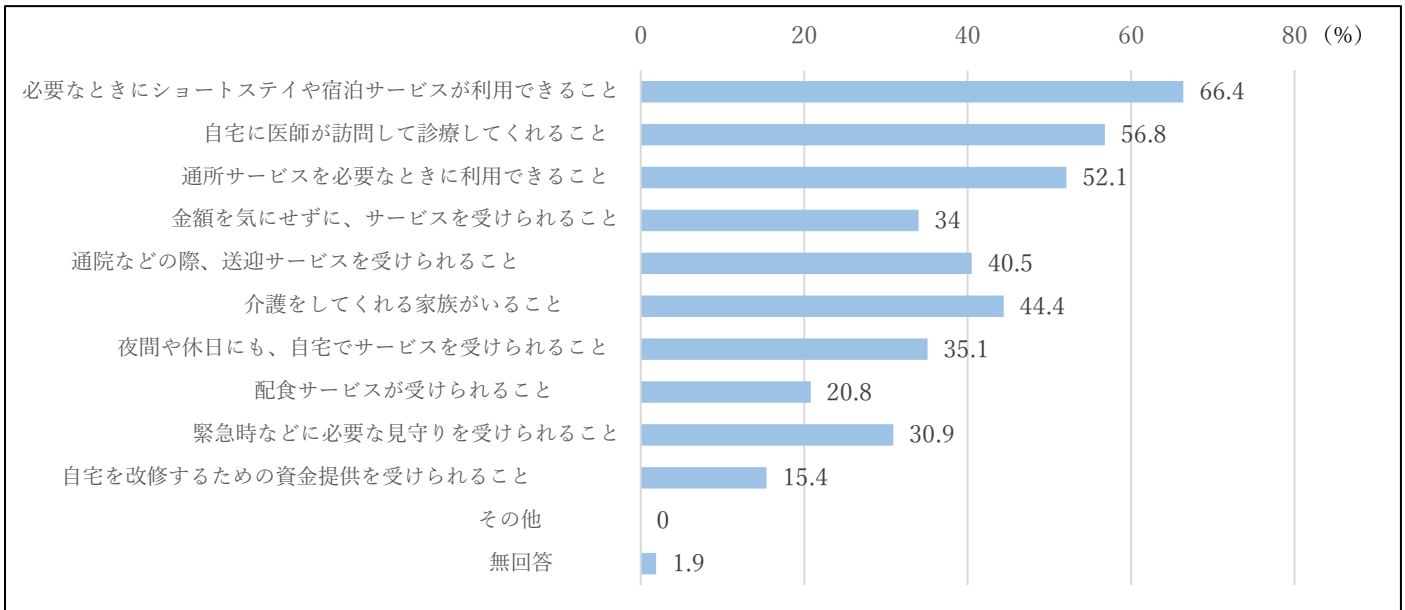
【元気高齢者は 18 で施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する方のみ】

・元気高齢者は「住み慣れた地域で介護が受けられる小規模な施設（小規模な特養など）」が突出して高くなっている



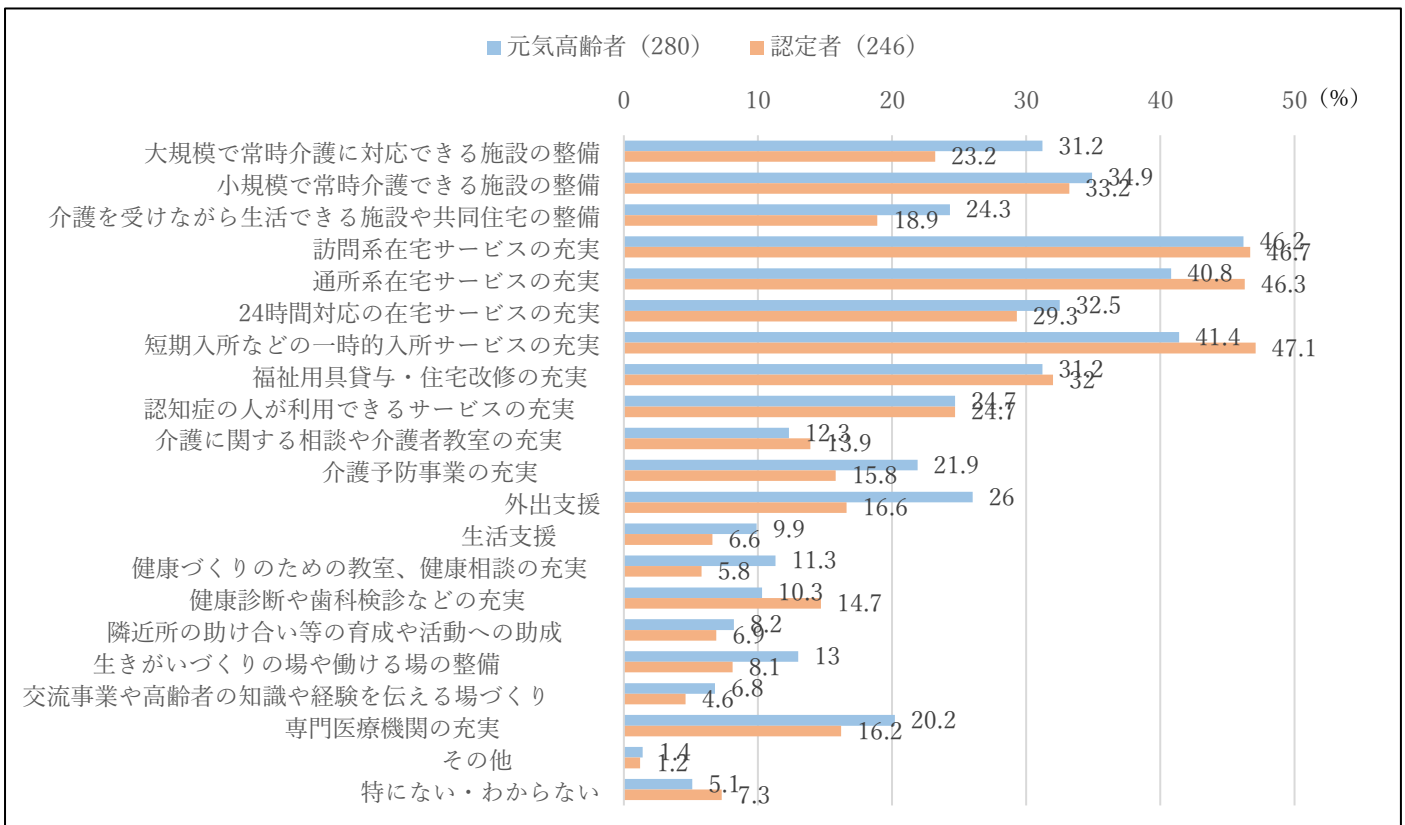
2.2 自宅で暮らし続けるためにあれば良いと思う支援（複数回答）【認定者のみ】

・「必要な時にショートステイ等が利用できること」が6割以上占めて最も多くなっている。次いで「自宅に医師が訪問して診療してくれること」「通所サービスが必要なときに利用できること」、「介護してくれる家族がいること」の順でともに5割、4割を超えている。



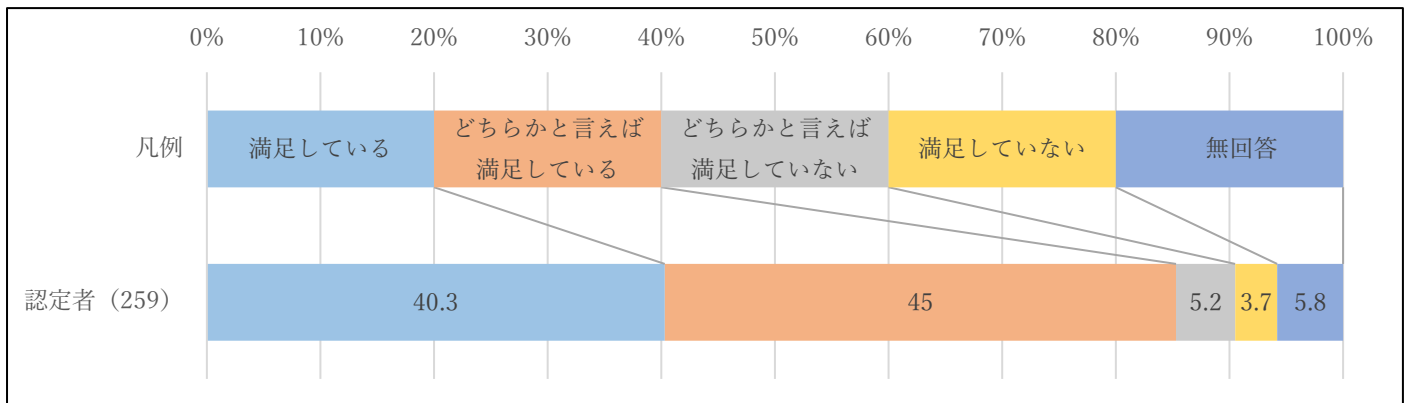
2.3 今後、介護や高齢者に必要な施策（複数回答）

・認定者は、「短期入所などの一時的入所サービスの充実」が最も多く、次いで「訪問系在宅サービスの充実」となっている。元気高齢者は「訪問系在宅サービスの充実」が最も多く、次いで「短期入所などの一時的入所サービスの充実」が多くなっている。



2.4 利用している介護保険サービスの満足度【サービスを利用している認定者のみ】

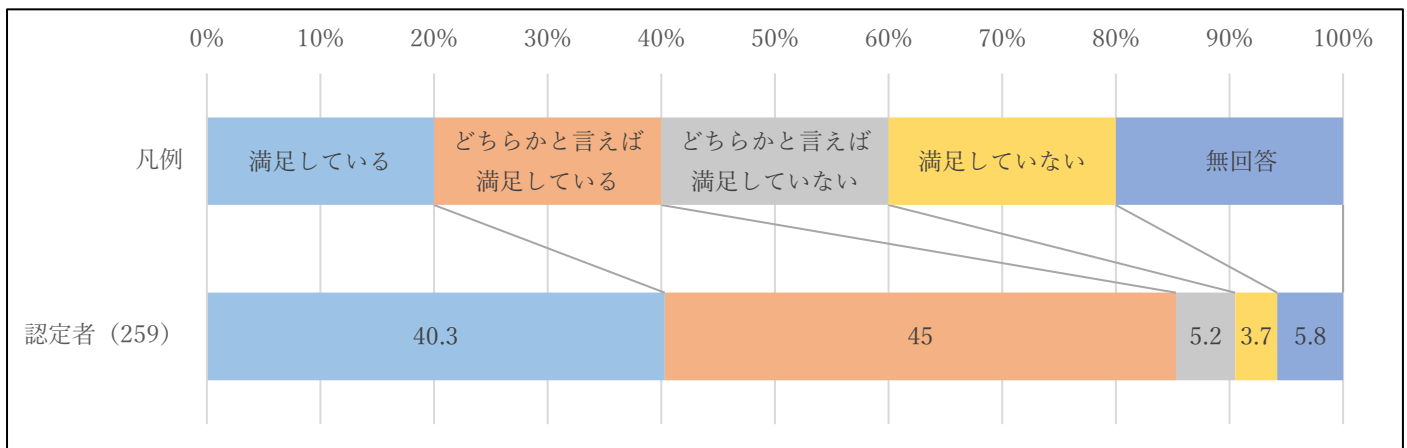
・「満足している」、「どちらかと言えば満足している」を合わせると8割以上となっている。



2.5 介護保険サービスを利用したことによる心身の状態の変化

【24で介護保険サービスに満足していると回答した認定者のみ】

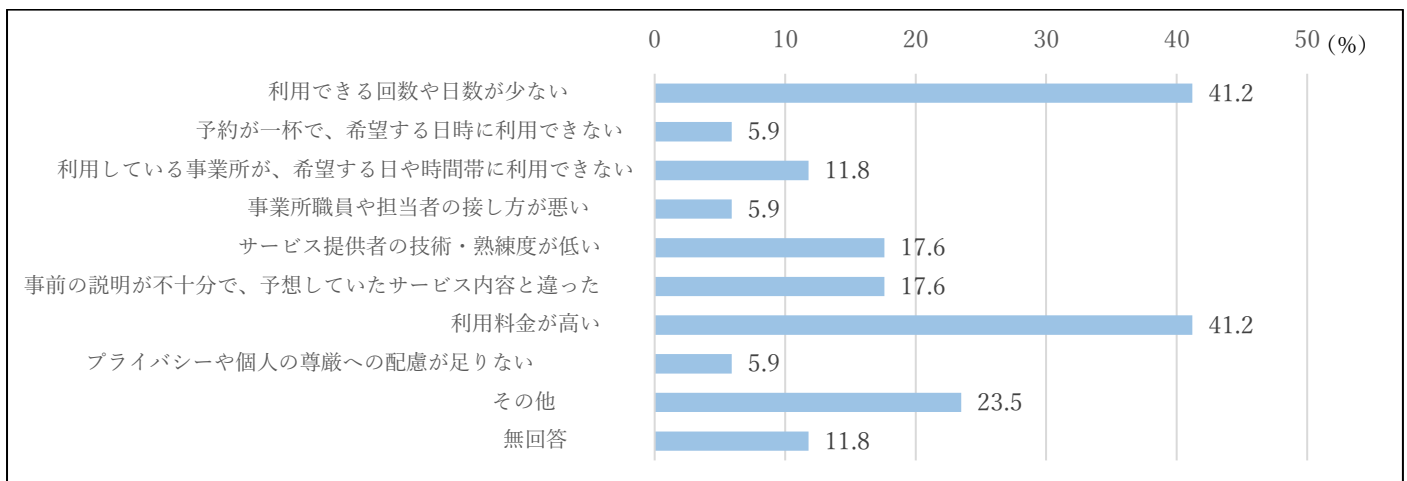
・「よくなった」、「どちらかと言えばよくなった」を併せると6割以上となっている。



2.6 (利用している介護保険サービスに満足されていない方のみ) 不満な点

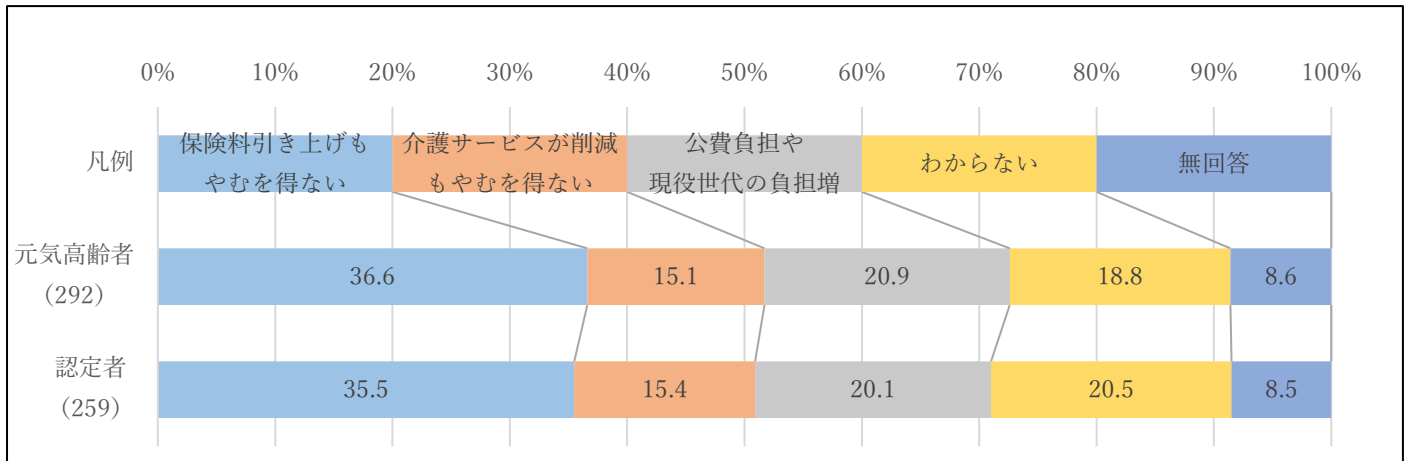
【24で介護保険サービスに満足していないと回答した認定者のみ】

・「利用できる回数や日数が少ない」「利用料金が低い」が4割以上で最も多く、次いで「その他」となっている。



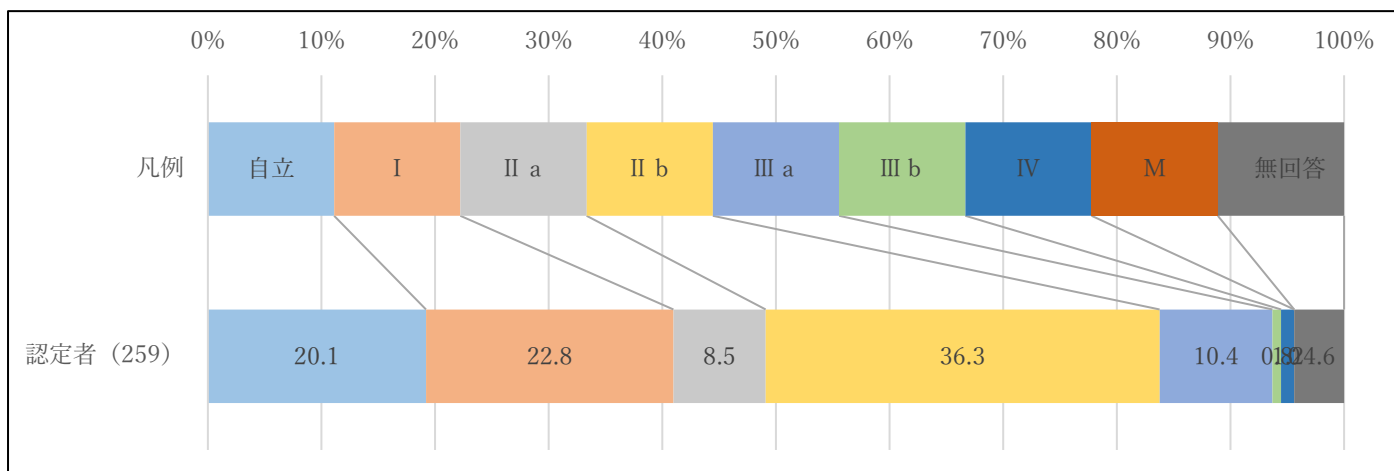
2.7 介護保険のサービスと保険料の関係に対する考え方

・ 認定者、元気高齢者ともに「保険料が引き上げられてもやむを得ない」が最も多い。



2.8 認知症高齢者の日常生活自立度【認定者のみ】

・「自立」、「I」併せて4割を超えとなっている。III以上（介護要する方）が1割を超えている。

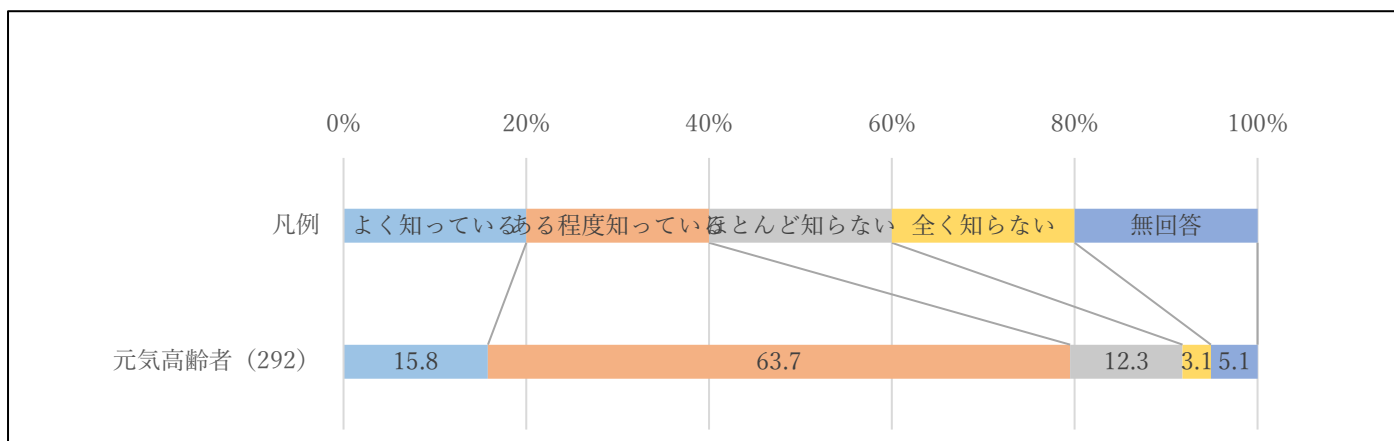


〈認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準〉

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などこれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内で上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排尿・排便が上手にできない・時間がかかる、やたらにものを口に入れる、物を拾い集める、俳諧、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自称・互いの精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

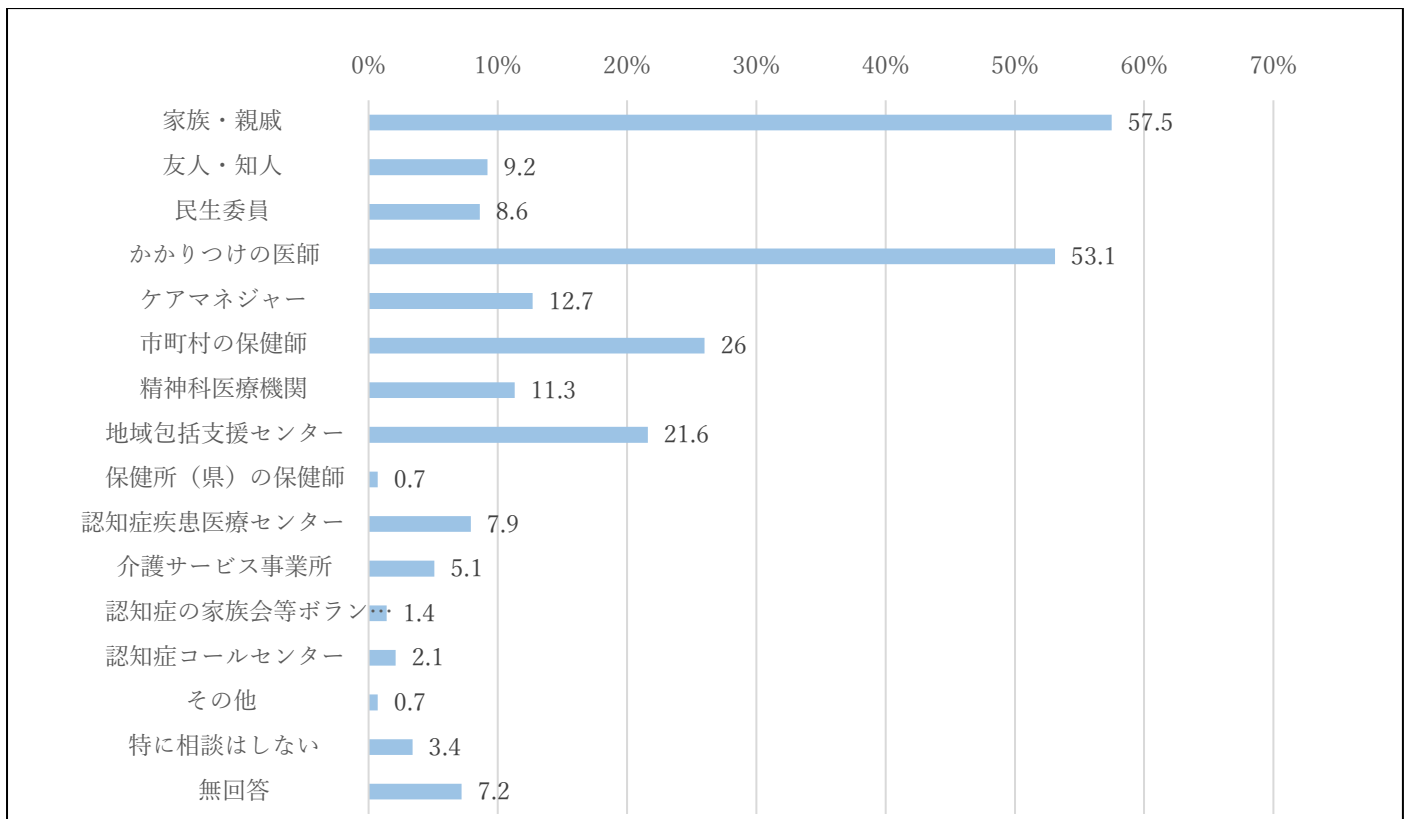
2.9 認知症という病気の認知

「よく知っている」「ある程度知っている」が8割弱である。また「ほとんど知らない」「全く知らない」を合わせると1割を超えている。



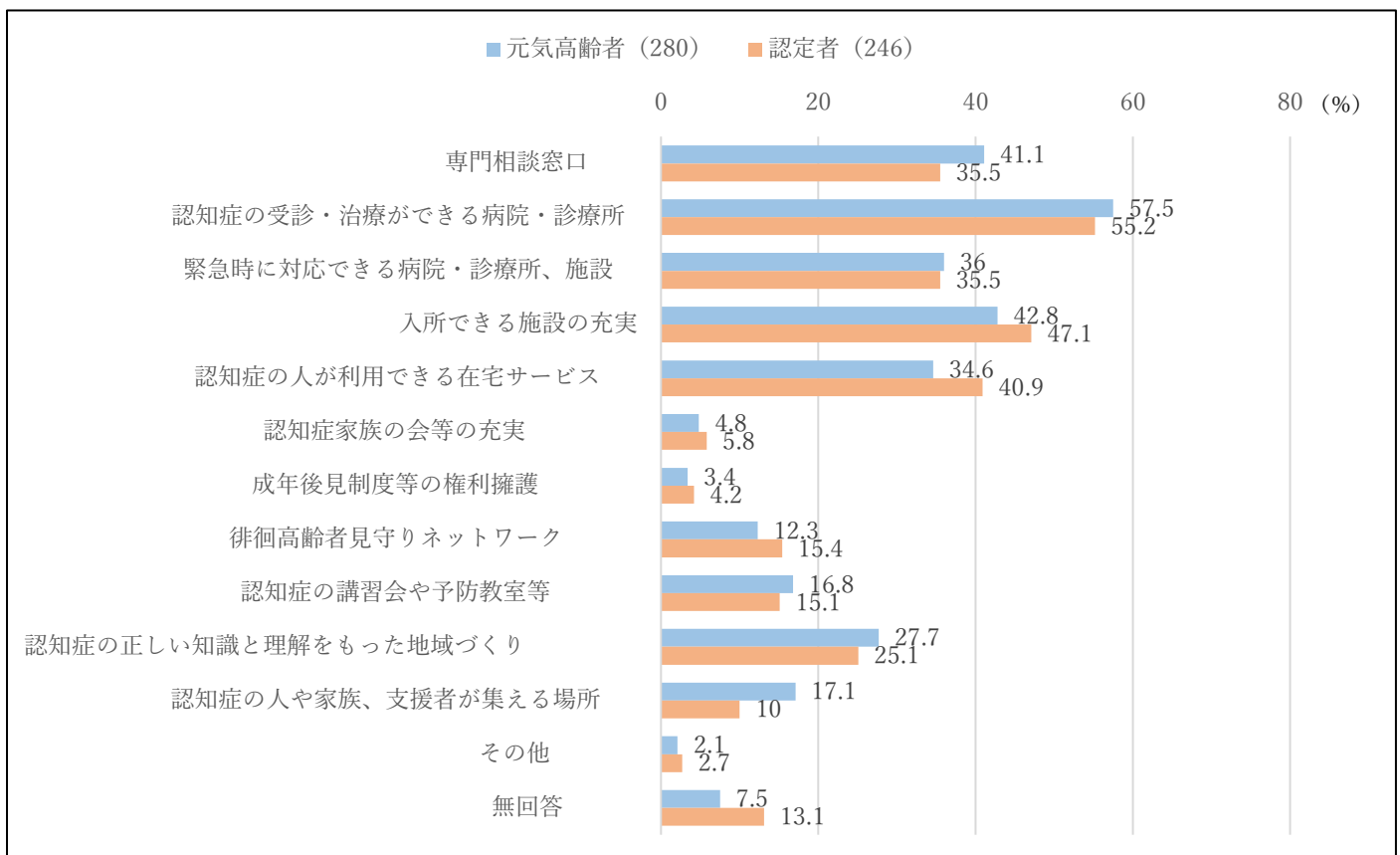
3 0 身近の方に認知症の疑いがあるときの相談先（元気高齢者）

「家族・親戚」が最も多く、次いで「かかりつけの医師」が多い。どちらも5割を超えている。



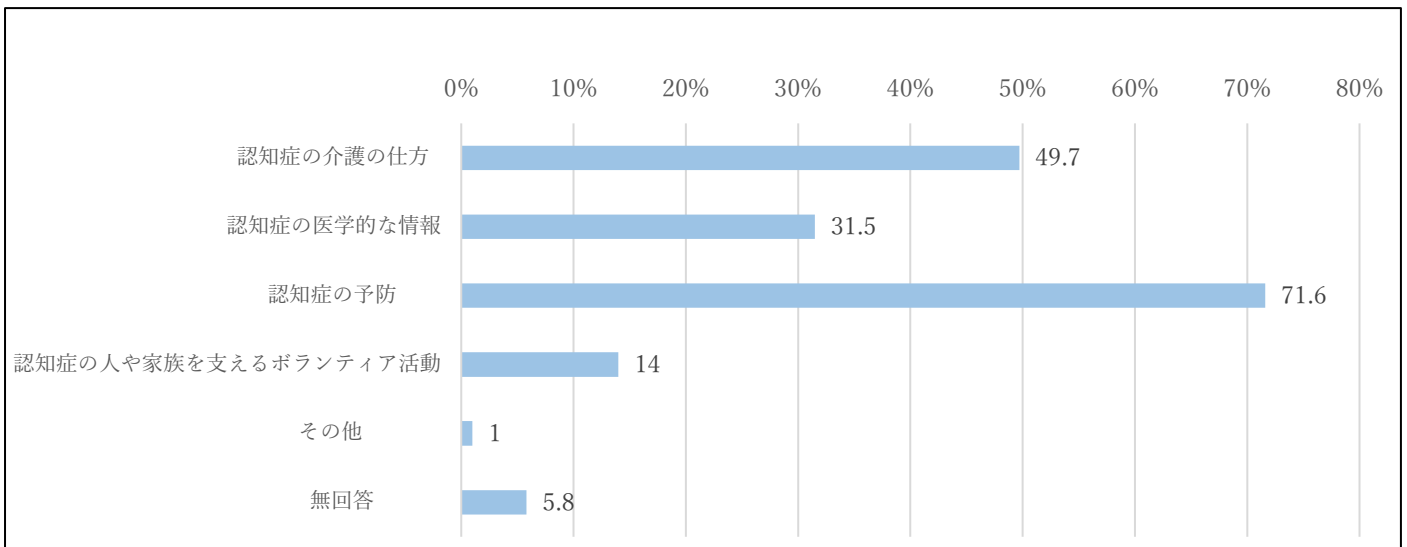
3 1 認知症の方が安心して暮らしていくための施策の希望（複数回答）

・認定者・元気高齢者ともに「認知症の受診・治療ができる病院・診療所の充実」が最も多い。



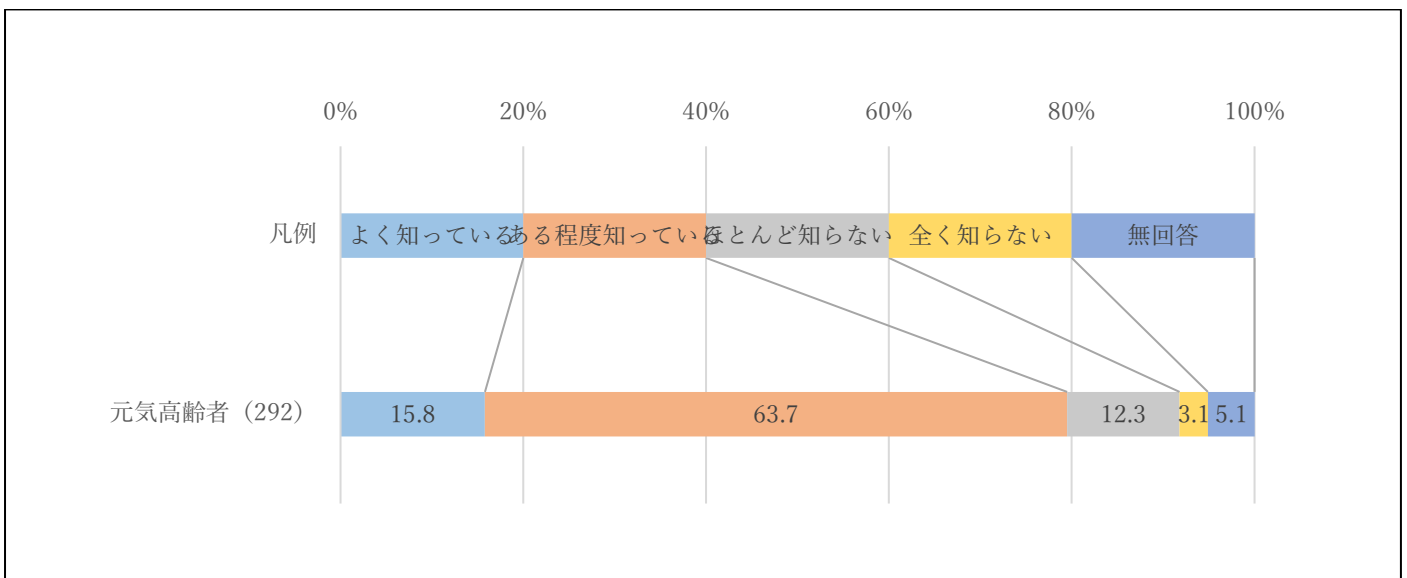
3.2 認知症について関心のあること（元気高齢者）

・「認知症の予防」に関心があるが最も多く7割を超えている。次いで「認知症の介護の仕方」が約5割いる。



3.3 認知症サポーター養成講座への参加意向

・参加したいと思う方（「ぜひ参加したい」＋「近くであれば参加したい」）が4.5割を超えている。「参加したいと思わない方」が3.5割を超えている。



2 高森町の介護保険事業の統計

第1号被保険者数の推移

(人)

	平成12年度 年度末	平成15年度 年度末	平成18年度 年度末	平成21年度 年度末	平成24年度 年度末
65歳以上75歳未満	1,585	1,546	1,576	1,639	1,656
75歳以上	1,433	1,640	1,815	1,917	2,060
合計	3,018	3,186	3,391	3,556	3,716

認定者数の推移

(人)

	平成12年度 年度末	平成15年度 年度末	平成18年度 年度末	平成21年度 年度末	平成24年度 年度末
要支援1	35	46	32	26	35
要支援2			63	48	53
要介護1	106	185	91	94	92
要介護2	91	97	91	97	74
要介護3	61	68	62	85	82
要介護4	66	62	87	79	90
要介護5	59	83	78	83	89
合計	418	541	504	512	515

保険給付費の推移

(円)

	平成12年度 (年間)	平成15年度 (年間)	平成18年度 (年間)	平成21年度 (年間)	平成24年度 (年間)
保険サービス等諸費	404,172,546	660,350,743	807,738,151	868,433,206	966,390,280
予防サービス等諸費	9,002,632	7,941,799	25,482,105	35,816,627	28,598,533
高額介護サービス等費	874,940	2,806,614	10,664,533	12,469,428	14,601,251
高額介護合算 介護サービス等費				1,256,154	1,911,541
特定入所者 介護サービス等費			23,522,180	24,207,270	26,337,710
審査支払手数料	1,174,128	1,155,360	1,428,765	1,211,775	997,860
合計	415,224,246	672,254,516	868,835,734	943,394,460	1,038,837,175

その他

	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度
第1号被保険者認定率(%)	13.4	16.3	14.9	14.0	13.46
第1号被保険者 一人当たりの給付月額(円)			19,845	21,191	22,313
サービス受給者 一人当たりの給付月額(円)			141,728	151,187	168,385
高齢化率(%)	23.4	24.9	26.3	27.2	28.4

* 介護保険事業年報(長野県発行による)

* 高齢化率は郡市勢要覧(毎月人口異動調査10月1日現在)

第1号被保険者数の推移

(人)

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和4年度
	年度末	年度末	年度末	年度末
65歳以上75歳未満	1,845	1,867	1,841	1,760
75歳以上	2,089	2,183	2,274	2,330
合計	3,934	4,050	4,115	4,090

認定者数の推移

(人)

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和4年度
	年度末	年度末	年度末	年度末
要支援1	64	62	62	62
要支援2	52	53	61	46
要介護1	113	135	141	159
要介護2	92	85	106	111
要介護3	66	88	70	74
要介護4	100	94	112	100
要介護5	73	68	96	88
合計	560	585	648	640

保険給付費の推移

(円)

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和4年度
	(年間)	(年間)	(年間)	(年間)
保険サービス等諸費	1,003,595,649	1,025,468,917	1,225,614,898	1,185,612,148
予防サービス等諸費	37,131,217	22,479,373	23,334,480	20,508,495
高額介護サービス等費	18,232,611	17,766,521	26,089,858	22,469,534
高額介護合算 介護サービス等費	3,354,794	814,762	3,502,865	3,519,910
特定入所者 介護サービス等費	45,412,970	34,598,040	30,919,464	27,838,326
審査支払手数料	959,320	1,016,044	1,078,858	1,102,464
合計	1,108,686,561	1,102,143,657	1,310,540,423	1,261,050,877

その他

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和4年度
第1号被保険者認定率(%)	14.1%	14.3%	15.5%	15.4%
第1号被保険者 一人当たりの給付月額(円)	22,046	21,496	25,008	24,575
サービス受給者 一人当たりの給付月額(円)	162,741	150,438.0	158,940	149,162
高齢化率(%)	30.7	31.7	32.9	33.0

* 介護保険事業年報(長野県発行による)

* 高齢化率は長野県毎月人口異動調査(10月1日現在)

* 令和4年度以降は各種資料による

近隣市町村1人あたりの給付額

第1号被保険者1人あたりの給付額(月額) 令和3年度

	高森町	飯田市	松川町	豊丘村	喬木村	長野県平均
居宅サービス(円)	11,353	11,207	10,929	10,888	13,369	10,181
地域密着型サービス(円)	4,641	4,431	4,805	7,133	2,867	4,517
施設サービス(円)	9,014	10,282	6,732	9,483	10,121	8,159
合計(円)	25,008	25,920	22,467	27,503	26,358	22,857

サービス受給者一人あたりの給付費(月額) 令和3年度

	高森町	飯田市	松川町	豊丘村	喬木村	長野県平均
居宅サービス(円)	114,277	94,351	98,484	108,219	117,014	94,868
地域密着型サービス(円)	189,380	128,030	174,887	231,570	138,595	153,220
施設サービス(円)	274,231	272,164	273,611	280,039	259,556	272,873
給付費総額(円)	158,940	135,354	137,236	165,367	151,438	136,877

* 介護保険事業年報による

3 介護保険給付と地域支援事業の負担割合

平成30年度～令和8年度

(単位:%)

	国		県	町	診療報酬支払 基金交付金	第1号被 保険者保 険料	計		
	負担 金	調整交 付金	負担金	一般会計 繰入金	第2号被保険 者保険料				
介護保険給付費	施設サービス分		15	5	17.5	12.5	27	23	100
	その他分		20	5	12.5	12.5	27	23	100
地域支援事業	日常生活支援総合事業分		20	5	12.5	12.5	27	23	100
	包括的支援事業分・任意事業分		38.5		19.25	19.25		23	100

4 高森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定経過

(1) 介護保険事業計画等策定委員会の経過

- 第1回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員（令和5年10月10日）
 - ・委員会について
 - ・策定委員会の今後の進め方
 - ・高齢者福祉・介護保険制度の状況
 - ・高齢者生活・介護に関する実態調査結果概要

- 第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員（令和5年11月10日）
 - ・介護保険事業の成果指標について
 - ・介護保険事業の将来予測
 - ・町の介護施設基盤について
 - ・町の独自施策について

- 第3回介護保険事業計画等策定委員会（令和5年12月19日）
 - ・高齢者の健康の現状と課題について
 - ・介護予防について
 - ・これから重点的に取り組むべきこと

- 第4回介護保険事業計画等策定委員会（令和6年1月17日）
 - ・介護保険給付と介護保険料について
 - ・介護保険制度令和6年度からの制度改正について
 - ・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について
 - ・パブリックコメントについて

- 第5回介護保険事業計画等策定委員会（令和6年2月28日）
 - ・介護保険料について
 - ・安心介護支援金について
 - ・人口予測について
 - ・パブリックコメントについて
 - ・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の案について

- 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）を町長に提出（令和6年3月5日）

(2) パブリックコメントの経過

○ パブリックコメントの募集内容

高森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）への意見募集

○ 受付募集期間

令和6年1月23日～令和6年2月22日

○ 計画案公開場所

- ・高森町公式ホームページ
- ・高森町役場健康福祉課高齢者係
- ・高森町役場山吹支所
- ・高森町ボランティアセンター

○ 提出人数及び意見数 提出人数4人 意見数12件

○ 提出された意見に対する回答

高森町公式ホームページにて公表

高森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員名簿

所属	名前	備考
高森町社会福祉協議会 事務局長	橋都 松夫	会長
高森町民生児童委員会 高齢者部会長	大洞 千恵子	副会長
高森町生活支援コーディネーター	木村 良明	
あさぎりの郷 施設長代理	中島 一人	
医療法人円会 介護保険事業部長	中 謙二	
下伊那厚生病院 地域ケア科兼医療社会事業科	下田 真	
認定NPO法人びすけっと 理事長	原 紀美子	
医療法人ゆりかご 副理事長	山田 思鶴	
高森町老人クラブ連合会 会長	松村 一	
高森町健康センターあさぎり 所長	渡辺 雄太	
高森ささえあいネットワーク(協議体)	福沢 千恵子	
地域ボランティア(新田)	大洞 せい	
介護経験者	堀竹 勝	
介護経験者	滝沢 豊子	
飯田短期大学 准教授	細田 せい子	

高森町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するため高森町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 高齢者福祉・介護に関わっている団体、事業所に所属する者
- (2) 地域ボランティアに関わっている者
- (3) 高齢者の社会教育に関わっている者
- (4) 高齢者福祉を受ける者、介護等経験のある者
- (5) 有識者

3 委員会に町長が委嘱するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた時は、補選することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が召集する。議長は会長または会長が指名する委員が務める。

2 委員会は過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議は、委員のほかに必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は健康福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月12日から施行する。